

健康医療局地域医療課所管補助金等交付要綱

昭和46年4月1日

健康医療局地域医療課

(改正 令和6年4月1日)

(趣旨)

第1条 健康医療局地域医療課所管に係る補助金等の交付に関しては、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の名称等)

第2条 健康医療局地域医療課で交付する補助金等の名称、交付目的、補助事業者、補助事業の経費の範囲および補助率等は、別表1のとおりとする。

(補助金等の交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）を別表2に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助金等交付申請書には、別表2に掲げる書類を添付しなければならない。

(補助事業の変更)

第4条 補助事業者は、補助事業の内容または経費の配分の変更をする場合においては、補助事業計画変更承認申請書（様式第1号に準ずる。）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表3に定める軽微な変更は、この限りでない。

(状況報告)

第5条 補助事業者は、補助事業の遂行に関する状況報告書（様式第2号）を別表2に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）または県の会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書（様式第3号、様式第4号または様式第5号）を別表2に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業実績報告書には、別表2に掲げる書類を添付しなければならない。

(補助金等の請求)

第7条 補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（様式第4号または様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 補助金交付請求書には、交付決定通知書の写しまたは交付額確定通知書の写しを添付しなければならない。

(消費税等に係る仕入控除税額報告)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7号）を交付決定の翌年度8月末日までに知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産のうち、別表4に掲げるものを知事の承認を受けずに、同表に定める期間、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

(グリーン購入)

第10条 補助事業者は、事業の実施に当たり物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針(平成13年4月27日策定)」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和46年度の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年9月14日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月2日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月3日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月23日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月9日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月7日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月18日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

ただし、看護職員等処遇改善事業補助金については、令和3年度から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月6日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年12月23日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月22日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

ただし、看護補助者処遇改善事業補助金および専修学校授業料等減免事業補助金（看護師等養成所）については、令和5年度から適用する。